

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）」を「並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。